

る援助、必要な資料の提供等を行い、その組織化及び活動の充実のための指導を強化し、その主体的な活動を促進するとともに、団体相互間の連絡協力体制等の強化を図る。

また、その他の民間団体については、国民に交通安全思想を浸透させるため、それぞれの立場に応じて交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう全国交通安全運動等を通じ、働き掛けを行う。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 自動車教習所の教習の充実

自動車教習所における教習水準を高めるため、教習カリキュラムの見直しを行うとともに指導員等に対する教養の向上を推進し、教習内容・教習方法の充実を図る。

イ 運転者に対する再教育等の充実

初心運転者講習、処分者講習、更新時講習その他各種講習における教育内容を充実させるため、施設の整備、要員の充実、科学的教育資器材の導入を図るとともに、運転者の年齢、運転車両等の態様に応じたきめ細かい教育を行うなど、教育内容の高度化、教育技法の改善工夫等を図る。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

青少年層に事故の多い自動二輪車及び原動機付自転車の交通安全対策として、安全運転教育を行う団体の活動に協力して、自動二輪車及び原動機付自転車の安全運転講習を強力に推進するとともに、自動車教習所及び各種講習における自動二輪車及び原動機付自転車の安全運転教育体制の整備充実、教育内容の質的向上を図る。

エ 高齢運転者対策の充実

高齢化社会の進展に伴い、増加傾向にある高齢運転者の交通事故防止を図るため、高齢運転者の事故実態、運転の特性等に関する調査研究を進め、高齢運転者の運転適性診断の希望者に対する実施等の効果的な対策を検討するとともに、更新時講習を始めとする各種の講習の機会を通じて、高齢運転者に自らの運転特性を理解した安全な運転をさせるための指導を推進する。

オ シートベルト及び乗車用ヘルメット着用の徹底

シートベルト着用の定着化を図るため、関係機関、団体と連携し、シートベルト着用推進体制の確立を図るとともに、街頭での指導、取締り等のあらゆる機会を通じ、シートベルト着用推進キャンペーンを積極的に行い、その正しい着用の徹底を図る。

また、乗車用ヘルメット着用については、安全基準に適合した乗車用ヘルメットの正しい着用を図るため、関係機関、団体と連携し、各種講習、交通安全運動の機会、街頭での指導、取締り等のあらゆる機会を通じて、二輪車運転者に対し、着用の徹底を図る。

カ　自動車安全運転センター業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実強化を図るとともに、運転者及び運転者の指導者に対する自動車の運転に関する高度な技能等の教育訓練を行うための体制及び施設を整備し、運転者対策の充実を図る。

キ　自動車事故対策センターによる自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車事故対策センターによる自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を推進するとともに、受診を積極的に促進する。

ク　交通事犯被収容者等に対する矯正教育等の充実

交通事犯受刑者及び同事犯少年を収容・処遇する専門施設における矯正教育については、職員の指導能力の一層の向上、集団及び個別指導の徹底、指導用器材の充実等により、更に効果的に実施するよう努める。

また、交通事犯に係る少年に対する科学的交通鑑別方式について、更に研究開発を進める。

ケ 交通事犯者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については、集団及び個別の処遇に当たる専門の保護観察官及び保護司の人員、処遇能力の充実を図るとともに、処遇器材の整備並びに効果的処遇態勢及び処遇技法の開発を推進する。

(2) 運転免許制度の改善及び運転免許業務運営の合理化

交通情勢の変化に対応した運転免許制度の改善について検討するとともに、国民的立場に立った運転免許業務の運営を図るため、運転免許事務の合理化及び運転免許試験場等の整備を推進する。

なお、身体障害者に対しては、相談活動を充実するとともに、身体障害者のための施設及び車両の整備を図る。

(3) 運転管理の改善

ア 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実するなどにより、安全運転管理者等の資質の向上を図るとともに、使用者等の安全意識の向上に努め、未選任事業所の一

掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

また、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理を図る。

イ　自動車運送事業者の行う運行管理の充実

　自動車運送事業者に対して、運行管理の徹底を図るため、監査等により指導監督を強化するとともに、事業者団体を通じての指導を行う。

ウ　自動車事故対策センターの行う運行管理者等に対する指導講習の推進

　自動車事故対策センターの行う運行管理者等に対する指導講習については、講習内容の充実及び講師の資質の向上を図り、講習水準を向上させるとともに、視聴覚器材の導入等により、効果的な講習の実施を図り、受講を積極的に促進する。

(4) 運転者の労働条件の適正化等

　自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、従来から取り組んできた一般乗用旅客自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業等の重点対象事業のはかにレジャー客輸送等季節的・臨時的な運行を行う一

般貸切旅客自動車運送事業等も重点対象事業に加えて、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善基準の履行を確保するための強力かつ厳正な監督指導を行う。

さらに、自動車運転者の労働時間管理のための乗務員手帳制度の普及、徹底を図るとともに、監督指導の効果を高めるため、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図る。

(5) 道路交通に関する情報の充実

ア 道路交通情報の充実

高度化、多様化する道路利用者のニーズにこたえるとともに、これら道路利用者に対し、必要な道路交通情報を提供し、道路利用者の合理的なルート選択を促進して、適切に交通流の分散、誘導をすること等により、道路交通の安全と円滑を図るため、交通管制センターの整備、拡充、パトロールの強化、道路モニター制の活用及び光ファイバーネットワーク、マイクロエレクトロニクス等新たな情報技術の活用を図りつつ道路交通情報の収集・提供体制の強化を図る。

さらに、日本道路交通情報センターを中心とする情報提供機関の情報提供活動の充実を図るとともに、ITV（車両監

視用テレビ)、車両感知器、道路情報提供装置、交通情報板、路側通信システム等既存の情報収集・提供施設の整備、拡充を図り、道路交通情報を主とするFM放送局、路車間情報システム、道路情報ターミナル等新たな情報提供手法の実用化を推進する。また、広報媒体の活用等による道路交通情報の提供サービスの充実をも図る。

イ 気象情報等の充実

道路交通の安全に關係の深い台風、大雨、大雪、霧、地震、火山噴火等について、観測データや予報、警報等の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。また、これらの情報内容の充実及び効果的利用のため、静止気象衛星システム、軌道気象衛星の利用体制、気象レーダー観測網、地域気象観測網、気象資料伝送網、大・中・小地震観測網、東海地震予知等のための地震常時監視体制、火山観測業務など、予報、観測、通信等の各業務体制の強化充実を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する規格・基準の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の改善等